子どもの権利条約における外国人の子どもの教育についての権利

有　江　ディアナ

論文要旨

外国人の子どもは、「外国人」であると同時に「子ども」であることから『二重の脆弱性』に直面し権利侵害を受けやすい。教育面では、その受入れ国における法的身分によって、国民と異なった取扱いを受けることが世界各地で報告されている。本稿では、子どもに焦点をあて、子どもの権利条約における外国人の子どもの教育についての権利の射程及びこれらの権利保障のために国家がとるべき措置について検討する。具体的に、子どもの権利条約の教育についての権利「第28条」を主軸にしながら、非差別原則「第2条」との関連から検討を行う。

キーワード：子どもの権利条約、教育についての権利、外国人

はじめに

１子どもの権利条約における外国人の子どもの権利

（１）国際人権諸条約における外国人の権利

（２）子どもの権利条約における外国人の子どもの権利

（ｉ）非差別原則「第２条」との関係性

（ii）起草過程における外国人の子ども

２子どもの権利条約における教育についての権利

（１）教育についての権利の発展と子どもの権利条約

（ｉ）教育についての権利の発展

（ii）子どもの権利条約における教育についての権利規定

（２）子どもの権利条約上の教育についての権利「第28条」の射程

（ｉ）「教育」の目的とその内容

（ⅱ）「教育」の形態と教育段階
（ⅲ）第 28 条 1 項（a）の「義務的」の意味するもの
（ⅳ）「無償」の教育
（ⅴ）「種々の形態の教育」、「教育及び職業に関する情報及び指導」とは何を指すのか
（ⅵ）登校及び中途退学率
（ⅶ）「子どもの人間の尊厳」と国際協力
３外国人の子どもの教育についての権利「第 28 条」の射程と国家がとるべき措置
（１）外国人の子どもの教育についての権利の射程
（ⅰ）「教育」の目的とその内容
（ⅱ）「教育」の形態と教育段階
（ⅲ）第 28 条 1 項（a）の「義務的」の意味するもの
（ⅳ）「無償」の教育
（ⅴ）「種々の形態の教育」、「教育及び職業に関する情報及び指導」とは何を指すのか
（ⅵ）登校及び中途退学率
（ⅶ）「子どもの人間の尊厳」と国際協力
（２）考察：政府報告書審査にみる国家がとるべき措置
（ⅰ）「第 2 条」非差別原則に基づくアクセス可能性の問題
（ⅱ）国家がとるべき措置：国内立法との関連
おわりに

はじめに

20 世紀末のグローバル化に伴い、人の移動が急増した。その移動の背景、動機、目的は様々であり、形態も異なる。また、これらの人の移動には「子ども」も含まれるが、これまでは大人に焦点を与えられることが多く、子どもの移動についてはしばしば、大人の移動に付随するものとして、子どもが研究対象となることはほとんどなかった。しかし近年、国際移住する子どもの存在が大きくなりつつあることに加え、彼らの未来につながる重要な問題が生じていることが注目されつつある。「外国人」であると同時に「子ども」であることから『二重の脆弱性』に直面し権利侵害を受けているとの報告がある。教育面では、異なった教育制度、カリキュラム、教育環境、学習言語等により、新しい環境での教育に適応できず、途中退学を経験する、あるいは不就学問題等が生じている。また、これらの子どもの母語・母文

化継承の教育についての議論もある。さらに、居住先の国、受入れ国の国籍を持たず外国人であるという理由又は特定の国籍を持つことから教育についての権利が国民と外国人とでは異なった扱い（教育へのアクセスや授業料が課される等）を受けていると地域問わず報告されている[1)]。

2010年に教育についての権利の特別報告者のベルノール・ムニョス（Vernor Muños）は、「移民、難民、庇護申請者の教育についての権利」の報告書の結論において、国際人権法は、国家に対し積極的な措置をとることの拘束性を十分に問うておらず、また、移民と国民の間の差異について、何を認め、何を認めないかが、大変不明確と指摘している[2)]。2012年9月には子どもの権利委員会は、国際移住との関連において、すべての子どもの人権についての全体討論を開催し、2017年には子どもの権利委員会と移住労働者権利委員会は共同で、国際移住の文脈にある子どもの人権に関する2つの一般的意見を採択した。移住する子どものとりわけ脆弱な状況におかれている子ども（保護者のいない及び分離された子ども、難民、庇護申請者、非正規滞在者、無国籍者）の権利に対する指針は示されている。中でも、教育についての権利は、基本的人権の中でも主要な権利であり、教育とは人権であり、かつ、ほかの人権を実現させるのに必要不可欠（both a human right and indispensable means of realizing other human rights）とされるものである[3)]。教育についての権利を含むそのほかの人権を保障するために数々の国際的な人権条約がある。また、人権条約の諸権利の履行確保のために、人権条約履行監視機関が存在する。締約国には、自国内における条約上の諸権利の保障の実態を定期的に報告する義務がある。その政府報告書の審査の場において、同機関と締約国との間で建設的な対話を通じて現実的に条約履行を確保しようとするのである。したがって、政府報告書審査によって導き出される懸念や勧告から、教育についての権利に対する、実効的な保障のために国家がとるべき措置を明確にすることができると考えられる。

これら国際人権法上の教育についての権利に関する先行研究のうち、政府報告書審査に基づく研究及び評価を行ったものとして、子どもの権利条約第28条及び第29条に焦点をあて分析したものがある[4)]。また、教育権の実効的な保障を4つの柱から検証したものもある[5)]。さらに、子どもの権利条約の国内の法政策への導入に関する研究も行われている[6)]。他方、社会権規約批准国の国内法上の社会権の明文化を分析しているものもある[7)]。しかし、これらは教育権全般についての権利の射程に言及するも外国人の子どもに言及していない。また、政府報告書審査の問題点として、締約国内の法政策が異なり、最新の実態が把握しづらく、一般化することが難しいという問題がある。とはいえ、政府報告書審査は加盟国の国内の法

政策に与える影響は皆無ではないはずである。したがって、教育についての解釈を踏まえたうえで同審査を分析し、外国人の子どもの教育についての権利の射程及び国がとるべき措置を明示することに意義があるといえる。

そこで本稿では、子どもに焦点をあてることから、子どもの権利に特化した子どもの権利条約（公定訳は、「児童の権利に関する条約」であるが、本稿において「子どもの権利条約」及び「本条約」と表記する）における外国人（本稿では広義の外国人、居住国の国籍を持たない者すべてを含む）の子どもの教育についての権利の射程、また、国家がとるべき措置を検討する。具体的に、教育についての権利「第 28 条」を主軸にしながら、非差別原則「第 2 条」との関連から検討を行う。また、関連する規定にも留意しながら、起草過程を振り返り当時想定された当該権利の射程及び現在の子どもの権利委員会の射程については、特に政府報告書審査を中心に考察を行う。

1 子どもの権利条約における外国人の子どもの権利

（1）国際人権諸条約における外国人の権利

外国人の権利に関しては、国家的利益または国民の重大な利益の保護という立場から、ある一定の権利については外国人に対し制限、禁止をすることが許されるとされてきた[8)]。また、外国人の義務に関しては、外国人がある国家の領域内に入ることにより、原則的にその国民と同じように滞在国の管轄権のもとに服し、要求があれば外国人として登録し、滞在する国の法令の遵守をはじめ、兵役の義務を除き、国民と同様の義務を負う。他方、国際人権諸条約における外国人の法的地位は、国籍による差別を禁止する「内外人平等原則」に基づき、国民と等しく与えられる権利について言及し、国内実施を要請している[9)]。

自由権規約委員会の「一般的意見 15 号」では、規約上の外国人の地位に関して言及している。同委員会は、政府報告書において、締約国が締約国内と管轄内のすべての個人に規約の権利を保障しなければならないことについて、考慮していないことがしばしば見受けられることを指摘し、国籍や国籍の有無に関係なく、規約に明記される権利はすべての者にあてはまるとの見解を示している[10)]。加えて、外国人の子どもに関しては、未成年者としての地位に対する保障をされなければならないこととしている[11)]。また、同委員会の子どもの権利に関する「一般的意見 17 号」においても、委員会は、すべての子どもがあらゆる差別から保護されることを要求する見解を示している[12)]。さらに、1994 年に採択された「一般的意見 23 号」では、自由権規約第 27 条のマイノリティの権利については、「第 27 条規定の

マイノリティが「存在する」という文言は、定住の度合いとは関連しないことから、第27条の権利享有にとって当該国の国民であることを必要とせず、永住者であることも必要とせず、したがって、締約国内に滞在する移住労働者すなわち外国人労働者あるいは一時的な訪問者であっても、第27条が保障する権利の享有を否定されない」とし、すべての外国人が、その地位に関係なくマイノリティとしての権利を享有できることを明示している[13)]。

このような自由権規約の見解は、締約国に在住する外国人に、その民族的文化的アイデンティティの維持を権利として承認し、締約国の義務であることを明らかにしたものとして意義を有するとされている[14)]。ただし、見解が分かれるため、マイノリティとしての外国人の権利については、本稿では言及せず稿を改めて検討したい。

社会権規約委員会の「一般的意見13号」においては、教育についての権利には、4つの必須事項が設けられていることが取り上げられている[15)]。その内の「アクセス可能性（accessibility）」の中の三つの要素の一つに「非差別」が含まれ、教育は、法律上と事実上、すべての者に利用する機会がなければならないこと、とりわけ最も脆弱な状況に置かれている人々に対してと指摘している[16)]。加えて、非差別原則は、締約国に居住する学齢期にあるすべての者、その締約国の国民ではない者や非正規滞在者に関係なく、これらすべてにあてはまると同委員会の見解が述べられている[17)]。

他方、人種差別撤廃委員会の「一般的勧告11号」において、人種差別撤廃条約第1条1項は人種差別を定義しているが、同条2項は、この定義から、国民（市民：citizens）と国民でない者（市民でない者：non-citizens）との間に区別を設ける締約国の行為を除外している。他方、同条3項は、国民でない者相互の間で締約国がいかなる特定の国籍・民族に対しても差別を設けてはならないとすることによって、第1条2項に限定を付しているのである[18)]。同委員会は、第1条2項が、時に、外国人（foreigners）に関する立法に関連する事項について報告する義務から締約国を免除するものと解釈されてきたことに注目した。従って、同委員会は、締約国が外国人に関する立法及びその実施について十分に報告する義務があることを確認している[19)]。この点は、自由権規約委員会も指摘している。また、人種差別撤廃委員会の「一般的勧告30号」では、国民でない者に関して、同委員会の見解が明らかにされている。公共の教育施設は、締約国内の国民ではない者に対して、また、非正規滞在者の子どもに対しても開かれていること。加えて、初等教育・中等教育、そして高等教育を受ける際に、人種、肌の色、民族的・種族的出身によって、分離教育や異なった基準の扱いをしないことの見解を示している[20)]。

以上のことから、外国人の権利については、一部国民にのみ認められる権利以外は、国民

ではない外国人に対しても認められること、また、その外国人の権利に関する条約、規約が保障する権利との関連の法整備や実行についての情報の提供が、政府の定期報告書の際にされなければならないことも明らかである。また、子どもとの関連では、自由権規約委員会の「一般的意見 17 号」でもあったように、すべての子どもがあらゆる差別から保護され、大人とは異なる未成年者としての地位により、外国人であっても権利が保障される。特に公共の施設については、国民であるか否か、国籍の有無、正規滞在であるか非正規滞在であるかは問われない。では、これらの条約の影響を受けて、採択された子どもの権利条約において、どのような見解がなされているのだろうか、次節で検討していく。

（2）子どもの権利条約における外国人の子どもの権利

（ｉ）非差別原則「第２条」との関係性

子どもの権利条約において、第 2 条は外国人の子どもの権利を保障する上で重要な規定である。同規定には、締約国の管轄内（within their jurisdiction）すべての子どもは差別されないとの文言がある。加えて、本条約の特色である子ども本人を理由とする差別に限らず、「その父母若しくは法定保護者」の次の差別禁止事由を理由とする差別も禁止した[21]。その差別が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的出身、種族的、社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位を理由として行われる差別が禁じられた。しかし、国籍（nationality）に関する言及はなく、外国人の子ども、外国人の保護者がいる子どもの場合は、どのようにとらえられるのだろうか。

子どもの権利条約の第 2 条の規定においては、「管轄権（jurisdiction）」の文言が含まれている。ここでいう管轄権とは、その子どもがその国の国民であるか否かに関係なく、締約国の領域内に存在するあらゆる子どもに対して適用されると解するという[22]。子どもの権利条約の起草過程において、「領域内のすべての子ども（All children in their territories）」との案が出されていたが、最終的には「管轄内にいる子ども」に改められた。同規定には、国内にとどまる権利のみならず、国際的な側面の持つ規定でもあったため、その権利保障の対象範囲を領域内にとどめてしまうと、その子どもがその領域にいない場合には、本条約において保障されるはずの権利について請求することができなくなるとの懸念があったためである[23]。

締約国が子どもの権利委員会に定期的に提出する政府報告書において、同委員会は締約国に対して、締約国の管轄内の下に置かれているそれぞれの子どもの本条約に享有される権利を確保するために、いかなる措置を採用しているか、とりわけ、外国人（non-nationals）、

難民（refugees）や庇護者（asylum-seekers）を含めて、あらゆる差別がないことを政府報告書において指し示すことを要求している[24]。つまり、ここでいう管轄権は国籍に限定しているのではないのである。したがって、子どもの権利条約に規定される権利が侵害された時点において、子どもが領域内にいなかったとしても、その権利が否定された場合、本条約の違反となる。

本条約に規定される権利は否定されないにもかかわらず、国家によって取扱いの差異が見受けられ、実際に被害を受け、権利侵害に直面している子どもたちがいる。本稿3章において外国人の教育についての権利の範囲について検討する。そこで、まず、外国人の子どもはどのようにとらえられ、本条約が規定する権利を享有できるのか、次項では本条約の起草過程の議論に着目したい。

（ii）起草過程における外国人の子ども

ポーランドによって提出された草案が修正され、その修正草案（revised draft）第4条に「それらの領域にいるすべての子ども」が付け加えられた[25]。また、外国人の子どもについては、締約国の領域内に在留する場合には、本条約で付与される権利が認められる旨の修正草案第5条が新たに加えられたが、非正規外国人の法的地位等の議論がなされ、最終的に削除されることになった。

この他、国際的な支援団体及び加盟国からは、移住労働者と非正規外国人の子どもについての権利の保護と保障について提案がなされ、議論されたが、条約には盛り込まれなかった。1984年、インターナショナル・ソーシャルサービス（International Social Services）は、締約国が本条約を適用するということは、移住労働者の子どもらが特別な保護と支援が必要であることを認め、また移住労働者の子どもらがその両親・親との再統合を認めることであると指摘していた[26]。ユーゴスラビアは、移住労働者の子どもに対する具体的な対応の導入がより条約の射程を合理的にできるとして新たな項を設けることを提案し一部からの賛同はあった[27]。しかし、これら子どもが既存の別の規定によって保護されていることに加えて、提案では移住労働者（migrant workers）、雇用先の国家（state of employment）、出身の国家（state of origin）の定義は明確ではないことが問われ、また、同提案は特に移民の一集団に特別な取り扱いをし、その他の集団が保護されず、差別されかねないとの懸念も示され、さらに、移住労働者の権利に関する条約の成立目前であること等が議論として持ち出され、最終的には盛り込まれなかった[28]。

他方、非正規外国人（illegal alien）の権利との関連では、オランダ、英国、米国は、「当該条約のいかなる規定も締約国において外国人の非合法の入国及び存在を合法的なものとし

て解釈されない（Nothing in this Convention shall be interpreted as legitimizing any alien's illegal entry into and presence in a State）」とし、また、各締約国の国内における外国人、移民に関する法政策及び国籍法を制限するものではないと 1986 年のワーキンググループにおいてに提案した。これに対し、セネガルはこの提案に疑問を投げかけ、アルジェリア、アルゼンチン、メキシコ、ベネズエラはこれに賛同した。米国は「当該条約のいかなる規定も締約国において外国人の非合法の入国及び存在を合法的なものとして解釈されない。」の部分だけでも盛り込まれることを提案したが、オランダ、英国、米国と西ドイツ以外の賛同は得られず、盛り込まれなかった[29]。

1988 年に国連児童基金（以下、UNICEF）は、修正草案の「それらの領域にいる」子どもを対象とした場合、締約国が尊重する必要のある子どもたちの権利までも制約することになるとコメントした[30]。具体的に、UNICEF は自由権規約の第 2 条 1 項の「・・・その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人（to all individuals within its territory and subject to its jurisdiction）・・・」を取り上げ、「かつ（and）」以降の後半部分が条約草案から省かれていることから、既存の両規約に比べ当該条項が権利を制限していると述べた。したがって、「管轄の下」の個人であっても領域外にいる場合は対象範囲から外れることになる。このようなことを防止するためにも「領域」の文言の後ろに「又はその管轄の下にある」をつけ加えるよう提案した。

以上のように、起草過程においては、外国人を含め、締約国内の領域及び管轄内にいるすべての子どもの権利を認める提案がなされていたことを確認できた。他方、在留の合法性による権利の制限の可否については、移民や外国人労働者の受け入れが多い先進国と送出国が多い開発途上国の認識の違いが見受けられた。また、起草過程において既存の人権条約、特に自由権規約及び社会権規約に言及している、次章ではこれらに留意しながら、教育についての権利の射程について検討していく。

2 子どもの権利条約における教育についての権利

（1）教育についての権利の発展と子どもの権利条約

（i）教育についての権利の発展

18 世紀から 19 世紀頃では、教育は親と教会の責任であったが、アメリカやフランスでは、革命をきっかけに教育は公共の機能として位置づけられ、国家の教育への介入によって、少しずつすべての人に教育を受ける機会が与えられるようになった[31]。この時代は、人権に

関する規定において、教育についての権利の保障はされておらず、国家の介入は個人の自由に対する脅威とされていた[32]。ところが、19 世紀後半になると、社会主義論が出現し、国家の積極的な介入による公共の福祉が保障されることから、教育の提供が国家の最も重要な責任とされはじめた[33]。教育を人権としてとらえた場合、親が子どもに適切な教育を与える第一義的な義務があるとされる。他方、その義務を果たせるよう、国家は必要な整備を実施する責任があることから、ヨーロッパを中心とする多くの国では、義務教育が制度化されていった[34]。その後も、教育の整備を行う責任が国にあるとする社会権的な側面として採用されていく。その一方で、自由権的な側面として、親の哲学、宗教、信条等の自由が尊重されることから、学校を自由に選択できる考えがいくつかの国で現れ始める[35]。

子どもの権利についての国際的な動きとして、1924 年当時の国際連盟において、子どもの権利及び子どもについての大人の責任に言及した「子どもの権利に関するジュネーブ宣言（以下、ジュネーブ宣言）が採択されたことである[36]。ジュネーブ宣言は、国際的な人権に関する文書として初めて子どもの権利について言及した国際的文書であるが、教育についての権利は言及されていなかった。

その後、1948 年に採択された全 30 条から成る世界人権宣言は、すべての者の人権一般を謳った文書であり、同宣言第 26 条はすべての者の教育とその権利に言及し、同条 3 項には、親は、子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利を有することを定めた。さらに、1959 年には「子どもの権利に関する宣言」が国連総会において採択され、その第 7 原則に教育を受ける権利の言及がなされた。やがて、世界人権宣言を法的拘束力のある規約の草案作成のために作業部会が結成され、長い年月を経て、1966 年に 2 つの規約が採択された。その一方の社会権規約の第 13 条には教育についての権利に関して、すべての者に保障されることが規定された。そして、1978 年には、ポーランドは「子どもの権利に関する条約」草案を提出した。翌年、国際児童年でもある 1979 年には同委員会は、ポーランド案を検討し、最終草案を作成するための作業部会を設置した。こうして、「子どもの権利に関する宣言」採択から 30 年の時を経て 1989 年に、「子どもの権利に関する条約」が国連総会で採択されることになった[37]。

（ⅱ）子どもの権利条約における教育についての権利規定

子どもの権利条約第 28 条は、教育についての権利の保障に加えて、教育の整備等について明記している。他方、第 29 条は教育の目的及び具体的にどのような教育内容が実施されるべきかについて規定する。このような教育の目的規定は、世界人権宣言第 26 条、社会権規約第 13 条において規定されていたが、本規定においては、これまで教育についての権利

と同一条項で規定されていた教育の目的規定を独立させ、さらに内容を発展させたものである。

子どもの権利条約第 28 条は既存の国際人権条約及び地域的な人権条約で保障される教育上の権利を反復している[38]。とりわけ、前述の 1959 年の子どもの権利に関する宣言の第 7 原則は、「教育を受ける権利及び遊ぶ権利」について規定する[39]。本条約第 28 条は、同宣言と社会権規約第 13 条、第 14 条を子どもに焦点を合わせて具体化した規定となっている[40]。社会権規約第 13 条及び第 14 条と共通する点がある一方で、子どもの権利条約第 28 条で用いられている文言が社会権規約に比べて、国家に課す義務が弱いといえる。

第 28 条の教育についての権利は、単に教育の機会の保障や教育条件整備にとどまらず、保障される教育の内容をも問うものであるため、第 29 条の教育の目的の規定と共に理解される必要がある。子どもの教育についての権利と深く関わる第 29 条 1 項との関連では、子どもの権利委員会の「一般的意見 1 号」は、「教育を、子ども中心の、子どもに優しいかつエンパワーにつながるようなものにしなければならない」としている[41]。このように、子どもの権利条約第 28 条は、従来の人権条約において認められていた「親」の信仰・信条に基づく子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利の尊重の言及を省き、「子ども」自身が教育についての権利の主体としてとらえ、権利を享有することを示している[42]。国際人権規約等においても、子どもは個人として尊重されること、個人としてもつ性格、利益やニーズの確認を促しており、このような思想は、教育を提供する際にも反映される必要があるとされる[43]。また、子どもの権利委員会の「一般的意見 7 号」では、「親は子ども中心の方法で対話すること及び模範を示すことを通じて、意見表明権（第 12 条）並びに思想、良心及び宗教の自由に対する権利（第 14 条）を行使する乳幼児の能力を増進させるようなやり方で指示及び指導を与えるよう、奨励されるべき」との見解を示している[44]。

その一方で、学校教育制度上の子どもの人権の尊重については、子どもの権利委員会は、教育を提供する機関としての学校においても、子どもの参加、意見表明ができるための措置を政府がとるように推奨してきた[45]。具体的に、子どもに関する様々な重要とされる決定の際には親の重要な役割を認める一方で、子どもが成長していくとともに、子どもら自身の意見を表明や決定が尊重される機会を得られるようにすべきとしている。しかし、このような思想は、多くの国の伝統的な教育に通用しないことがある[46]。伝統的な学校教育においては、子どもは、自分自身を表現できる権利を持つ個人として見られておらず、教育は、対話的なプロセスよりもむしろ、一方的に情報や知識を得る受身のプロセスとなっており懸念事項とされる[47]。

本条約の起草過程に着目するとポーランド草案における教育についての権利規定は、国家の具体的な義務を定める3つの項から成っていた[48]。しかし、その後はアルジェリアによって一般条項の導入の必要性が提案され、現在の第1項の冒頭の原型となった[49]。このときは、教育についての権利の平等（equal）と非差別的な実行（non-discriminatory exercise）の文言が同提案に含められていたが、後に締約国が「同権利の完全な実現を目指して、教育についてのすべての子どもの平等の機会を促進する（with a view to achieving the full realization of this right, they shall promote equality of opportunity of all children to education）」ことを含む内容の条文に改められるよう提案されたが、最終的に導入されなかった[50]。

現行規定、第28条1項における「漸進的に」の文言は、1989年会期において、起草グループによって提出された新たな案において初めて挿入され、その後の審議の結果として、そのまま残ることとなった[51]。この「漸進的に」の文言があることから、締約国は（a）から（e）に定められた義務についても「ただちに実現すべき」義務を負わないとの見方がある[52]。この第28条の規定の中身については、次節で検討を行う。

（2）子どもの権利条約上の教育についての権利「第28条」の射程

（i）「教育」の目的とその内容

本条約は、他の国際人権条約と同様に、教育の定義について明確にしていない。通常、国際的な法的文書における教育とは、一つ目に基本的なスキル（basic skills）を提供する教育と、二つ目に若者の知的・霊的・情緒的潜在能力を発達させるためのもの、言い換えれば、人格のより幅広い発達としての教育と二重の意味で用いられている[53]。本条約第28条1項もまた両方の意味で言及している。ここでいう基本的なスキルとは、読み書き及び計算の能力だけでなく、生活スキル（life skills）も含んでいることについて、子どもの権利委員会は教育の目的に関する「一般的意見1号」において強調している[54]。また、後者については、世界人権宣言第26条2項では、教育は「人格の完成」並びに「人権」及び「基本的自由の尊重」の強化を目的としなければならないと明記しており[55]、これを受けた社会権規約第13条1項もまた、教育が「人格の完成」及び「人格の尊厳」についての意識の発達並びに「人権」及び「基本的自由の尊重」を強化すべきことを締約国に求めている。加えて、社会権規約委員会の「一般的意見13号」の見解において、教育は、人権そのものであり、かつ、他の人権の実現のために必要なものと明示している[56]。

教育についての権利を規定する第28条1項にいう「教育」は、教育の目的を掲げる第29

条と併せて解釈し、本条約でいう教育の概念をより幅広く理解しなければならない[57]。第29 条には、子どもの「教育」の目的が、子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的能力を発展させ、人権、基本的自由及び平和の維持並びに親、自国の国民的価値及びその他の文明の国民的価値の尊重を育成し、相互の寛容の精神の下で自由な社会に参加する子どもの能力を発展させ、かつ、他の文明、文化、宗教、性及び自然環境の尊重を育成する過程として理解されなければならないとある。したがって、第 28 条で認められた教育についての権利には、子どもの権利及び固有の尊厳を反映した質的側面を加えるにとどまらず、教育を子ども中心の、子どもにやさしい、かつ子どものエンパワーにつながるようにしなければならない[58]。そのような文脈において、「教育」とは、フォーマルな学校での教育を越えて、人生経験や学習過程によって、個々および集団として、人格、才能や能力を形成し、そして、社会において十分に満足のある人生をおくることであるとされる[59]。

前述の第 29 条の 1 項（a）においては、教育が子どもの「人格、才能並びに精神的及び身体的な能力」を最大限に発達させる、また、「人権」及び「基本的自由」の育成に関して明記されている。社会権規約において「人格」にのみ触れられているが、本条約の起草過程において、ポーランド草案に「才能と能力」の文言が付け加えられ[60]、後の議論の末「能力」の前に「身体的」、「精神的」の文言が加えられた[61]。同条 1 項（b）の「人権及び基本的自由」と「国際連合の諸原則」への言及は 1985 年のカナダ案に含まれていたが、その後「憲章」の文言の挿入やその他の国連文書に謳われる原則も考慮されるべきとして議論され、最終的に「国際連合憲章に謳われた原則」に改められた[62]。次の 1 項（c）は外国人の子どもの教育を考える上でその文化的背景が言語・価値観に言及することから重要である[63]。当初に提案されたものは、一部の国の支持を得ながら、オランダ及びイギリスは文化的同一性の概念に対し懸念視したが、最終的に現行規定に残った[64]。また、現行規定にもある国民的価値観を強調することについては、カナダは修正草案第 16 条 bis（現行規定第 30 条）の少数民族に属する子どもと相容れないとした上で、多文化国家において、考慮すべき子どもの文化的同一性及び国民的価値観は容易に解決できないこととした[65]。その後の提案によって、現行規定に近い形に修正され「子どもの父母、子どもの文化的同一性、言語及び価値観（The development of respect for the child's parents, his or her own cultural identity, languages and values）、子どもの居住国及び出身国の国民的価値観（for the national values of the country in which the child is living, the country from which he or she originates）並びに自己の文明と異なる文明（and for civilizations different from his or her own）に対する尊重を育成すること」、アルゼンチン、ドイツ及び米国は同規定が異なった教育の提案といっ

た解釈をもたらしかねない問題に懸念を示していた[66]。しかし最終的に、子どもに適用されるカリキュラムに柔軟性をもたらすことになることから、イギリスの提案により、「出身（originate）」の前に「may」を置くことになった[67]。（c）は、出身国の言語や価値観の尊重に留意した指導が適切に行われることを求めたもので、学校教育の正規の授業において、すべての外国人の子どもにその出身国の言語や歴史を教えることまでも要求されていないと解される[68]。

同条2項は、私立学校を設置する自由を保障することによって、教育が政府により独占・支配されるのを回避していると解され、同条第1項の原則の遵守は当然であるが、各国が定める最低基準を下回ってはならないとされるから、私立学校も国家の統制から完全に自由・独立ではありえないとされている[69]。第29条2項については、1989年会期において、起草グループを代表してカナダは、同規定が私立学校の設置を保護するための規定であると説明し、さらに、前条（現行規定第28条）に言及すべきであると提案した。作業部会は、カナダ案に基づき修正し、採択することになったが、オランダは社会権規約第13条3項における父母が子どもの学校を選択する自由が本項で言及されないことに懸念を示していた[70]。

先述したように、本条約の教育についての権利規定において、子どもの権利の主体としてとらえている点が、従来の人権条約、例えば社会権規約と異なっている。

（ii）「教育」の形態と教育段階

教育についての権利を実現するために、第28条1項では、教育についての権利を保障するための条件整備として5つの項目を挙げている。しかし、第28条1項において示されている具体的な教育的措置の教育形態は、フォーマル（formal）な教育に限られるのか、あるいはノンフォーマル（non-formal）教育及びインフォーマル（informal）な教育も想定されているのかについて規定上明確にされていない[71]。子どもの権利委員会は、第28条に認められる教育についての権利の「教育」がフォーマルな学校教育の範囲をはるかに超えて、子どもが個別に又は集団的にその人格、才能及び能力を発達させ、かつ社会の中で全面的かつ満足な生活を送ることができるように、幅広い範囲の生活経験及び学習過程を包含するものであるとしている[72]。「教育」の形態にはノンフォーマル教育が含まれるとの学説が目立つ[73]。しかし、これに対し否定的な学説もある[74]。とりわけ、機会の平等を念頭に考えたとき、すべての者、子どもに対してアクセス可能とする国際法上の義務は、構造化された制度によって施設で行われることが前提とされる。すなわちフォーマル教育に限定されるとの見解である[75]。

しかし、子どもの権利委員会は様々な理由により、正規の学校（regular schools）に通え

ない子どもがいる状態にあるときは、ノンフォーマル教育やインフォーマルな教育を締約国政府に対し勧告している。例えば、児童労働やストリート･チルドレンのように働きながら、教育プログラムに参加できるような措置や義務教育年齢超過により正規の学校教育制度外における教育の機会、不登校や一度学校教育制度から離れた子どもらへの、教育の機会を提供するよう要請していることが見受けられる。日本に対しては、一部の夜間学校閉鎖に対する懸念を示し再検討するよう奨励し、オータナティブ（代替的形態）な教育の拡充の促進を勧告している[76]。子どもの権利委員会のこれらの見解から、また、後述するホームスクーリングも含まれるか否かの議論も展開されている。

実は、第 28 条 1 項には、初等教育、中等教育、そして高等教育について言及しているが、「教育」の期間が明確に定義されていない。就学前教育に至っては、子どもの発達、学習に与える影響の重要性から国際的に義務化の動きがある中、本条文においては就学前教育については定めていない。子どもの権利条約のみならず、その他の国際的・地域的な人権条約においても就学前教育についての権利は定められていないことから、そのような義務は存在しないと結論付ける学説がある[77]。他方、国際的な教育会議で採択された法的拘束力のない国際文書において就学前教育の重要性とその必要性が強調されてきた[78]。子どもの権利委員会もまた、2005 年の「乳幼児期における子どもの権利の実施」に関する一般的討議において、乳幼児期の教育を基礎教育、初等教育の不可欠な一部であるとして組み込まれることを検討するよう勧告した。そして、2006 年に採択された「乳幼児期における子どもの権利の実施」に関する「一般的意見 7 号」において、第 28 条と第 6 条 2 項の乳幼児の権利と関連して、乳幼児期における教育についての権利が出生時に始まるものであり、かつ最大限の発達に対する乳幼児の権利と密接に結びついているとの解釈を示している[79]。加えて、教育と発達の結びつきについては、本条約第 29 条 1 項で明らかにされているとする[80]。子どもの権利委員会は就学前教育も含まれるとの立場であることが、締約国の政府報告審査での指摘からも見受けられる。

前述したように、同条 1 項には初等教育、中等教育及び高等教育のそれぞれの始期も終期も示されておらず、子どもの権利委員会の実行にも年齢面での定義が示されておらず、各国の政策に委ねられている[81]。唯一、義務教育の期間については若干の示唆が行われてきた。特に､義務教育の修了に関する年齢の下限及び上限を定めるべきこと並びに終期については、就労が認められる最低年齢に合わせるべきとする[82]。

（iii）第 28 条 1 項（a）の「義務的」の意味するもの

第 28 条 1 項における 1 つ目の具体的な措置は、初等教育を無償かつ義務的なものにする

ことである。教育についての権利は子どもから大人が享有するが、この「義務的」な教育は子どもにのみ課せられる。また、第28条は、教育を単なる利益や国家の裁量に伴う恩恵ではなく、すべての子どもの個別の権利として規定しており、国家に対し法的責任を課しているのである[83]。この権利の達成に向けて本条約第3条の子どもの最善の利益に照らせば、一定段階以下の教育を拒否できないようにすることに大きな意義があるとされる[84]。これにより、教育についての権利、すなわち主体として教育を受ける権利の子どもが、経済的に、物理的に、不平等などの様々な理由による障壁を取り除くことが可能となる[85]。加えて、親による教育ネグレクト、虐待、無知、文化的抵抗からも、子どもの同権利を妨げないことが確保される[86]。この一定の教育段階の提供は国家に課せられている義務である[87]。他方、子どもの就学義務が課される国際的な義務は存在しない[88]。また、「義務的」の文言は子どもの権利を保護するものであって、特定の教育を受けるよう国または家族が強制することとして理解されてはならないのである[89]。子どもの教育は学校外で受けることは可能であるとはいえ、第28条1項（e）の規定は、締約国に対し登校の安定と中途退学率の減少に努めるよう要請している。この規定からは、学校こそ子どもが教育を受ける最善の場所であるという本条約の起草者の基本的な考え方が反映されている[90]。

ドイツがホームスクーリングを禁止していることから、ヨーロッパ人権裁判所にいくつかの訴えが行われており、同裁判所は学校において子どもが社会性を身に着けることができることを踏まえ、ホームスクーリングではこれを否定することになるとして、それら訴えが退けられている[91]。しかし、子どもの権利条約第28条において規定されているのは、就学する権利よりもむしろ子ども自身の教育についての権利である。前述したように、フォーマルな教育を超えた教育的な活動が想定されることから、ホームスクーリングもあてはまるとの見方がある[92]。これは、教育についての権利の自由権的な側面であり、第29条において認められている一方で、絶対的ではなく、認めている国においては、ホームスクーリングが満たさなければならない教育水準については、国家が定めることが認められている[93]。

もう一つ重要な点としては、義務教育修了時にどのようなスキルを獲得すべきかについては規定上明確にされていない。また、子どもの権利委員会はこの点について言及しておらず、各締約国の裁量に委ねられているようだ。ただし、締約国内の制度によって修了時に得られる修了書や資格の取得の取扱いに不平等があった場合は、排除された集団への適切な対応をとるよう勧告している。

（ⅳ）「無償」の教育

第28条1項（a）の初等教育の「無償」については、既に世界人権宣言や社会権規約にお

いて規定されていたが、条約の起草過程で争点となった。ポーランド修正草案後の 1985 年会期では「無償（cost-free）」の文言が使われていたため、複数の国家から教育は、直接の徴収、税金の中からの支出であっても、社会に金銭的な負担がかかることから、文言はバングラデシュが提案した「無償とする（make free）」に改められた[94]。とりわけ、各国の経済状況との関連で中国は、国家のそれぞれの異なる経済的発展段階にあるため、初等教育の無償化を一律に義務付けるのは適当ではないとして、「事情が許す限り早急に（as early as the circumstances permit）」の挿入を提案した[95]。だが、ソ連（当時）を含む一部の国家は中国案が社会権規約第 13 条より後退するものとして強く反対した[96]。その後も、いくつかの妥協案が提案されたが、最終的に、現在の条文となった。

社会権規約委員会の「一般的意見 11 号」において、無償教育とは教育へのアクセスを無償にすることでなければならないことから、就学にかかる登録費用は課されるべきではないこと、親からの強制徴取、高価な制服の着用義務、その他の直接的及び間接的な費用の撤廃を求める見解を示している[97]。子どもの権利委員会は、この見解に基づき「無償」の概念は無償のアクセスの原則以上であるととらえており、政府報告書審査によって出される総括所見の中で、無償の初等教育を提供する義務には、少なくとも貧困家庭の子どもについては制服、教科書購入費用を援助する義務も含むとしている[98]。この他、給食費、交通費、入学費、試験の受験料、文房具類、学校修繕費に対する懸念も示されている。さらに、深刻な経済的困窮家庭においては、就労せざるを得ない子どもがいることから、子どもらに初等教育を無償で利用してもらうためには、その子どもの家族に対し締約国が経済的な援助をすることが求められる、と解釈できるか否かの論点が浮上する[99]。条文上では具体的な措置をとるよう明確にしていないものの、「機会の平等」の観点から対応する義務はあり、また、実行できない場合については、なぜできないかを説明する義務を負うとされる[100]。

同条 1 項（b）の中等教育の無償制導入についても、条約の制定時から議論が行われた。日本は「経済的に困窮している子どもに対して奨学金を給付する措置等」の提案をし、オーストリアは「無償教育の漸進的導入」と置き換えることを提案したが、最終的に後者が選ばれた[101]。1989 年会期において、オランダは「無償」の文言に懸念を示していたが、日本は（b）における無償教育への言及は、教育がいかにすればすべての子どもに対してアクセス可能となり得るかという一例にすぎず、締約国は無償教育をとるべき措置として義務付けられていない（the reference in the subparagraph to free education as merely giving an example of how education could be made accessible to all children, and not to mean that free education was a measure which States Parties were obliged to adopt）、との見解を示し

た[102]。

同規定の「無償教育の導入」は、「例えば」と断っており、例示にすぎないことから、締約国は高等学校を「漸進的に」無償化する義務さえ負っていないとされる[103]。このように、同条1項（b）の中等教育段階における「無償」教育の導入については、すべての子どもに対し、「これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる」と慎重な文言が用いられており、これは既存の人権文書においても同じことがいえる。ただし、社会権規約第13条2項（b）における「『特に』無償教育の漸進的な導入」との文言に対し、本条約では「例えば」という文言の使用によって社会権規約よりも低い水準の保護しか提供しないと解釈されるのである[104]。したがって、社会権規約については無償の初等教育を優先しなければならないが、無償の中等教育の実現についても措置をとる義務も負っているが、本条約においては、すべての子どもがアクセスできる方法の一例として無償の中等教育の導入に言及しているにとどまる。よって、国はその他の適当な措置をとることによってこの義務を充足することができると考えられるが、無償教育の導入が最も実効的な方法であるとの見解は、教育についての権利の初代特別報告者によって強調されていた[105]。

第28条1項（c）高等教育段階に至っては、本条約上の無償教育について負っている義務は限定的であり、高等教育が無償となるための措置をとる義務については、社会権規約の課している義務に比べると弱い。これは条約の起草過程段階において、一部の裕福な国によって無償教育の漸進的な教育に対する反対があったからである。1985年会期において、一部の国家は、本条約が子どもの権利を謳うことが目的であるため、高等教育に関する規定を設けることに反対した。ところが、その他の代表は、本条約を作成するにあたり、子どもの高等教育へのアクセスについても考慮すべきとし、議論の末、アルジェリアを含む他の国家代表とともに、「高等教育は、能力に応じ、すべての者に平等な機会を与え、すべての適当な方法により、特に無償教育の漸進的導入及び必要な場合の経済的援助の提供（Make higher education equally accessible to all on the basis of capacity, by every appropriate means , and in particular by the progressive introduction of free education and offering financial assistance, in case of need.）」を提案し、社会権規約第13条2項（c）にならった同案は賛成を得たものの、最終的にはカナダが提案した「無償教育の漸進的導入」を削除したものが規定として置かれることになった[106]。現在の子どもの権利委員会は、高等教育における平等なアクセス及び機会の平等の重要性を強調しているのである[107]。

（ｖ）「種々の形態の教育」、「教育及び職業に関する情報及び指導」とは何を指すのか

第 28 条 1 項（b）において、締約国は「種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展（the development of different forms of secondary education, including general and vocational education）」を奨励する（encourage）ことが義務付けられている。当初のポーランド修正草案において「発展させ（to develop）」との文言であったが、米国は現行の「発展を奨励し（to encourage the development）」に修正を提案し受け入れられたが、国際標準、国連教育科学文化機関（以下、UNESCO）の「教育における差別禁止条約」より弱い内容であるとして UNESCO の提案によって、「発展させ」に一時戻された[108]。しかし、最終的には、米国は強く主張し、日本を含む一部の国の支持を得ることになった[109]。

また、「種々の形態の中等教育」について社会権規約委員会は、異なる社会的及び文化的環境の生徒のニーズに対応するためには、締約国は柔軟な学習課程及び多様な制度を準備しなければならないことを含意するという[110]。他方、第 28 条 1 項（b）において、具体的に利用可能とされなければならない教育形態は、一般教育と職業教育である。一般教育は、数学、語学、歴史、地理等の伝統的な課程を指す一方で、職業教育は、一般的知識に加え、技術及び関連科学の学習、経済的及び社会的生活の様々な部門の職業にかかわる実践的スキル、実際的知識、態度及び理解の獲得を伴うあらゆる形態の教育課程とされている[111]。本規定での職業教育への言及は、労働市場に関する導入が教育の必要不可欠な要素であるという考え方に基づいているとされることから、職業教育は特定のプログラムに限定されるだけでなく、一般教育制度の構成要素として理解されなければならない[112]。

さらに第 28 条 1 項（c）の高等教育において、「種々の形態の教育」への言及は、社会権規約と同様に含まれていない。このことに対し、社会権規約委員会は高等教育にかかわる規定では、高等教育も種々の形態で利用可能とされなければならないと指摘し、高等教育を含むあらゆる段階の教育に不可欠な要素である職業教育についても同様としている[113]。

第 28 条 1 項（d）において、「教育及び職業に関する情報及び指導（educational and vocational information and guidance）」が利用可能であり、かつ、アクセス可能とすることが求められている。この「情報及び指導」については 1989 年会期にベネズエラによって提案され、起草グループの改められた提案が現行規定につながった[114]。「教育及び職業に関する情報及び指導」とは、学校以外で行われる活動であって、教育に関する規律及び課程にかかわる様々な機会についての情報・指導と職業選択及び職業上の機会に関する情報・指導を指すと思われる[115]。現在、「情報及び指導」の文言については、ドイツはいろんな学校を紹介するための資料等と、フランスは学校制度に関する情報を意味すると解釈しており、イ

ギリス、オーストラリア、カナダ、スウェーデンもまたこの解釈を支持しているとの報告がある[116]。

（vi）登校及び中途退学率

第28条1項（e）において定期的な登校（regular attendance at schools）及び中途退学率の減少（reduction of drop-outs rates）を奨励するための措置をとる義務が課されており、同様の義務は他の主要な人権条約にはない規定である。本規定は、1989年会期において、起草グループはこれを提案し、複数の国家が指摘した問題を解消するために必要として盛り込んだ、との説明を行なった[117]。他方、定期的に登校しない子どもに対する処罰の促進への懸念と高等教育への同規定の適用をめぐる賛否が議論されたが、最終的に起草グループ案が採択された[118]。

本規定によって、子どもの教育についての権利を保障するためには、単に学校に登録させるだけでなく、登校させ、実際に教育を受けるようにしなければならないことが明確にされた。子どもの権利委員会は、定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置については、不規則な登校（irregular school attendance）問題と中途退学率に対し抑圧的な対応ではなく、締約国各々の根本的な原因に応じて勧告している。特に、中途退学率が最も多い傾向にある脆弱集団の子ども、例えば、貧困である場合にはその貧困の原因の分析や学校での食事及び保健のケアの提供を奨励し、女児、マイノリティ集団や先住民族に属する子どもについては、このような生徒を対象とする特別なプログラムやそのニーズに合わせた適合プログラムの提供を各国に対し勧告していることが見受けられる[119]。また、子どもの権利委員会は早期の中途退学の問題については、学校カリキュラムの関連性及び適合性の低さ、教員の能力の欠如や抑圧的な学校の規律によって引き起こされていることに懸念を示している。その上で、問題解決に向けて、教育現場において生徒及び親並びに共同体の積極的な参画を奨励し、加えて、より良い職業教育の提供にも言及している[120]。

（vii）「子どもの人間の尊厳」と国際協力

第28条2項は、締約国に対し、学校の規律が「子どもの人間の尊厳」に適合する方法に加え、「条約に従って」運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとるよう義務付けている。「この条約に従って」の文言からは、主に本条約第19条及び第37条（a）との関連で言及されている[121]。とりわけ、第19条は、親、法廷保護者又は「子どもを監護する他の者」によるあらゆる形態の身体的・精神的な不当な扱いからの保護を規定しており、子どもの権利委員会はこの条項のいう「子どもを監護する他の者」が学校やその他の教育機関等にいる子どものお世話をする者に適用されることを確認している[122]。子どもの権利委

員会は総括所見において、体罰の使用が子どもの固有の尊厳並びに学校の規律に対する厳格な制限も尊重しないことであるとしている[123]。加えて、体罰は本条約と両立しないことも訴えてきた[124]。また、過度の形態の体罰も穏当な形態の体罰も、第 28 条 2 項をはじめ関連の規定への違反とするだけでなく、いじめや言葉の暴力、人前での辱めのような行為についても本条約の諸権利への侵害であることを明らかにしている[125]。さらに、学校の規律が 37 条（a）で規定される拷問又は他の残虐な、非人道的な及び品位を傷つける取り扱いの禁止だけに適合すればよいのではなく、「子どもの人間の尊厳」とも適合している必要があるとされる[126]。具体的に、学校は、親との接触を妨害する措置、子どもの自己の文化への参加や自己の言語の使用の妨害措置、参加権の行使の阻害なども含まれているのである[127]。

第 28 条 3 項は、社会的・経済的・文化的権利の実現を向上させるために国際協力を活性化させるよう呼びかけ、本条約第 4 条の規定を具体化したものである。教育についての権利の効果的な実現に向けて国際協力が必要であることは、社会権規約第 2 条をはじめ、その他の既存の人権条約においても同趣旨の規定が設けられている。第 28 条 3 項において、教育についての権利が第三世代の権利、すなわち発展の権利として取り上げられており、教育についての権利の枠組みでは開発途上国の受益者には連帯に対する権利があるとされ、先進国にはその連帯の義務があることを指摘する学説も一部にある[128]。実際、子どもの権利員会は、教育についての権利の文脈ではないが、条約を批准した国は管轄内で実施する義務だけでなく、国際協力を通じて世界的実施に貢献する義務を負うとしている[129]

本章において、教育についての権利という概念がその発展に伴い、自由権的な側面をもつ権利から社会的な側面を持つようになり、そしてさらに第三世代の権利とされる発展の権利も含意するまでに至ったことを確認した。それに伴い、従来の親の子の教育を選択する権利が今も尊重されながらも、「子ども」自身が主体として享有する権利であることから、権利の保障を現実的にするために、国家が一定の教育水準、良質な教育を確保することもまた権利保障の観点から重要なこととされている。他方、子どもの権利条約は既存の人権条約、とりわけ社会権規約に明文化されている規定における国家の義務が弱いことが明らかになった。起草過程でも見受けられたように、宗教、文化、政治体制及び経済発展段階の異なる国家同士がかかわっており、それぞれの状況、価値観及び国内の基準が異なっていた。だからこそ、権利の主体として認められるようになった一方で保護も必要な「子ども」に特化した、普遍的な国際基準の子どもの権利条約を採択するにあたり、多くの国家が賛同し、批准することに大きな意義があった。このような背景から、国家間のある一定の妥協が必要となったのである。とはいえ、本条約第 41 条にも規定されているように、本章でも触れた社会権規

約のように、より強い義務を課している人権条約の締約国である場合には、その遵守、より強い義務の実施が求められている。次の章において、子どもの権利条約における外国人の子どもの教育についての権利が保障されるために、まずはその権利の射程について、そして実際にどのような具体的な措置が求められているかを考察する。具体的に、子どもの権利条約第 44 条に基づく定期的に実施される締約国の政府報告書審査の総括所見における、子どもの権利委員会の懸念及び勧告から外国人の子どもについての権利の射程及び国家がとるべき措置について検討する[130]。

3 外国人の子どもの教育についての権利「第 28 条」の射程と国家がとるべき措置

（1）外国人の子どもの教育についての権利の射程

（i）「教育」の目的とその内容

前章でも述べたように、教育の目的に照らし合わせると、外国人の子どもの教育については、彼らの出身言語及び価値観が尊重される必要がある。一部の締約国においては、母語で教育を受けることについては、法律上の制限が見受けられる。例えば、デンマークの教育プログラムは、欧州連合や欧州地域の市民にのみ母語での指導が行われていることから、子どもの権利委員会は他の地域の出身の子どもに対してもバイリンガル教育の選択肢の保障、母語教育、母語を含む良質な教育の保障を図るよう勧告している[131]。すべての言語による教育が困難であっても、異文化間理解のための教育、またその国家の状況も踏まえ、共生のための理解教育システムの導入を助言している[132]。この他には、様々な文化、アイデンティティに適応した教育制度、インクルーシブ教育や人権教育の促進、良質かつインクルーシブ教育への平等なアクセスの確保もまた勧告されている[133]。

また、子どもたちにとって優しい、エンパワーにつながる、子どものために考えられた教育、カリキュラムの柔軟性も必要である。当然ながら、受入れ国の言語を知らなければ、生活をする上で様々な制約に直面することになる。そのため、子どもの権利委員会は、外国人の子ども、第二言語話者の子どもへの支援、言語クラス支援を提供することによって、言語が教育の障壁にならないようにすること、また、子どものみならず、その家族に対し補習授業を通じて言語支援を提供するよう勧告している[134]。また、学校内にとどまらず、現地国の言語環境、言語キャンプ、課外活動、交換学生、といった課外活動の実施も奨励している[135]。他方、言語問題、教育プログラム、教授法による不利益を懸念し、平等な教育へのアクセスを求めており、また、中等教育においてマイノリティ言語政策が限定的である場合

も締約国に改善を求めている[136]。

さらに教育へのアクセスのみならず、子どもの学校への統合の促進に専念する職員の配置も奨励される一方で、他方、いかなる形態の教育的隔離の禁止かつ予防をするべきとされている[137]。加えて、締約国には教職員の不適切な対応の他、教師による差別が指摘され、教師・教員養成等の勧告がなされている。また、教員に具体的な訓練を講じることも求められている[138]。

（ii）「教育」の形態と教育段階

子どもの権利委員会は、全ての教育段階へのアクセス、フルタイムの教育に適切な機会の提供について勧告を行っている。フォーマルな教育のみならずノンフォーマルな学習機会の提供、教員研修の実施も行うべきとし、加えて、国の取り組みには乳幼児教育の提供及び心理社会的支援も含めることが求められている[139]。例えば、ノルウェーに対し子どもの権利委員会は、乳幼児が良質な幼稚園に通うための政策については、移民のバックグランドを持つ子ども、特に新しく到着した難民の子どもの社会統合のための支援が行われているにもかかわらず、不十分であるとし、子どもの権利委員会は、とりわけ移民を含むすべての子どもが良質な幼稚園の場が提供されるよう奨励している[140]。また、締約国の経済発展度合いも考慮しつつも、モーリタニアに対して、難民や移民の子どもを含む脆弱集団に対し良質なインフォーマル教育へのアクセスを保障する努力をするよう勧告している[141]。

移民国家であるオーストラリアにおいても、1990 年代以降にやってきた新しい移民（new immigrants）を含めた子どもたちに対し、教育と保健分野の水準をあげるさらなる措置をとるよう奨励していた[142]。また、2015 年以降、総括所見において 2030 年に向けた持続可能な開発目標にも言及している。子どもの権利委員会はブルガリアに対し遠隔地域の収容センターにおかれている庇護申請の子どもについて、2001 年の「一般的意見 1 号」の下や 2030 年までにすべての女子及び男子が無償の、質量的・良質的な初等・中等教育の目標に言及しながら、在留資格、滞在又は在留期間に関係なく庇護申請の子どもであっても締約国にいる他の子どもと同等に、教育についての権利を享受することを保障することを勧告した[143]。

さらに良質な教育へのアクセスの権利保障のために学校施設及び機会の促進と拡充、そのための資源投資の実施が要請されている[144]。また、学校のゲットー化、分離に対しその要因の追求を求めている[145]。

（iii）第 28 条 1 項（a）の「義務的」の意味するもの

また、可能な限り移住に関連した手続きによる教育の中断が生じないようにし、子どもが

義務教育及び継続的な教育を受けている場合には、青年に達するまでにその教育課程を修了できるよう奨励されている[146]。また、義務教育を受ける権利、義務でないことへの懸念、公教育が十分に周知されていないこと、登録している場合のみ就学可能であること、不就学について、懸念及び勧告が出されている[147]。

例えば、オマーンに対し子どもの権利委員会は、移住労働者の子どもに対する教育分野等の差別に懸念を示し、また、移住労働者の子どもを含む子どもらに対する教育の実際上の差別を撲滅するよう勧告し、外国人の子どもを含むすべての子どものための無償の初等教育の提供を評価するも、いまだ義務ではないことについて懸念を示した[148]。このような、取り扱いの違いにより、一部の子どもの教育についての権利の保障が十分に確保されない。本稿第２章２節（ⅲ）でも言及したように、義務教育は就学義務とイコールではない。また、子どもは主体として教育を受けることが権利であり、国家や親からの強制によって行われるものではない。しかし、就学義務ではなくても、子どもの成長と発展を長期的に見た場合には、ある一定の水準の知識がなければ、将来の自立した生活を得られない可能性が高まるのみならず、現時点で命にかかわる問題と危険な目に遭う可能性もある。そのため、一定の教育水準が担保され、平等な機会を得られる学校教育が重要となる。ただし、多様性を尊重する意味でも、代替教育や選択できる教育も整備されている必要がある。

そして、前章でも述べたように、子どもの権利条約において、スキル獲得の水準が明確に規定されていないが、総括所見においては、修了資格・卒業証書の取得が困難な国、卒業修了証、修了資格証書を取得できない締約国に対し、改善を求めている[149]。さらに、在学証明書の承認、子どもの知的能力などに基づいた証明書の発行により、子どもが過去に受けた教育を承認する十分な措置の整備を要求する[150]。加えて、移住者の子どもの中でも、とりわけ在留資格のない子どもの学校や教育機関への登録の妨げになっている規則や実務の改革を強く促している[151]。

（ⅳ）「無償」の教育

一部の締約国では国民と外国人の学費の格差が指摘される。無償の初等教育ではないこと、また、助成金、奨学金、賞金、育英金の制度利用が国民のみに限定され、外国人は奨学金対象外である場合には子どもの権利委員会は改善を求めている[152]。また、改善のための法改正が行われた締約国に対し、改正後のデータによる情報提供が求められている。全人口に対しどれくらい奨学生がいるかといった情報提供を求めている。例えば、子どもの権利委員会は、コスタリカが新たな決定を導入したことにより移民の子どもが奨学金の対象になっていることから、その後どれくらいの子どもたちが奨学生であるかの情報提供を求めた。また、

移民の子どもが生徒会 / 学生会の一構成員になることができるよう勧告した。さらに、非正規滞在の家族の子どもたちの保護についての情報提供も勧告したのである[153]。

また、子どもの権利委員会はウズベキスタンに対し、難民の子どもが外国人として、授業料を払う必要があることから、初等教育にアクセスすることが困難となり得る、加えて中等教育に就学することが困難であることに懸念を示した[154]。さらに、2001 年の「一般的意見 1 号」の教育の目的を考慮しながら、本条約の第 28 条及び第 29 条が保障するあらゆる必要な措置をとるよう勧告し、特に難民の子どもが無償の初等教育にアクセスできるようにし、そして、中等教育へのアクセスを容易にすることを勧告した[155]。

（v）「種々の形態の教育」、「教育及び職業に関する情報及び指導」とは何を指すのか

上級の教育段階へのアクセスは義務的ではないものの差別の禁止の原則により、子どもの在留資格又は他の差別禁止事由に基づき差別することなく、すべての子どもに対して利用可能なサービスを提供する義務があるとされている[156]。高等教育を続けられる機会については、子どもの権利委員会は日本に対し、外国人学校出身者への大学入学資格（applying to university）が拡充されてきたが、いくつかは依然として高等教育へのアクセスが否定されていることに懸念を示していた[157]。加えて、移住する子どものニーズに合わせて、代替的な学習プログラムへのアクセス、そして試験を受けられる資格及び学習証明書を得られるよう要請されている[158]。

子どもの権利委員会は、職業教育、技能教育に移民バックグランドの子どもが多いことにも懸念を示す。そして、オーストリアに対し、初等教育後に職業教育と一般教育にわける分岐型教育制度が、移民の子どもに不利益を被らせるとし、これらの移民の子どもに対し、言語の壁を減らすために特別な支援の導入や公立学校の義務教育制度において統合システムを適用し、教育制度において同等の機会を提供する努力を強化するよう勧告を出している[159]。

また、子どもの権利委員会はデンマークに対し、学齢期の庇護申請の子どもの大多数が、一般のデンマークの学校よりも低い質の教育を提供する分離された学校で教育を受けていること、加えて、これらの学校では上級の学校に入るための単位などが付与されないことに懸念を示した。同時に、庇護申請者の子どもと難民の子どもが、子どもとしてデンマークの学校において、同等の良質な教育を受けることを保障するよう勧告を出している[160]。

さらに、子どもの権利委員会は、ドミニカ共和国において出生証明書を持たない子どもと公的な証明書を持たないハイチにルーツを持つ子どもが、初等教育及び中等教育を修了するのに必要とされる国家試験の受験資格がないことを懸念した[161]。また、国籍や書類上の身分に関係なく、国際的義務に沿って、すべての教育段階において同等の教育アクセス、機会

を保障するよう、とりわけハイチにルーツを持つ子どもや出生証明書を持たない子どもが初等教育及び中等教育を卒業できるための国家試験を受験できるよう勧告している[162]。

（vi）登校及び中途退学率

教育の障壁を克服するために、必要に応じて追加的な言語教育、職員の加配及びその他の異文化支援を含めた措置をとる必要性について求められている[163]。特に実務の面では、教育機関と出入国管理局との間での生徒情報、データの共有や組織的な活動を禁止すべきことも求めている。さらに、非正規な状況に置かれている国際移住の子どもや非正規な状況に置かれている親をもつ国際移住の子どもの教育についての権利が制限及び剥奪される恐れがあるからとされる[164]。

子どもの権利委員会は、中途退学、高いドロップアウト率の学校に対し懸念を示すと同時に、不登校やドロップアウト率を減らすよう求めている[165]。子どもの権利委員会は、学校のドロップアウトの高い割合と学校への統合の困難、とりわけ移住労働者家族や社会経済的に脅かされて暮らす子ども等への懸念を示す。加えて、これらの子どもに対し、特に移民家族を含む子どもの不登校とドロップアウト率を減らすよう勧告を出している[166]。また、就学率、在籍率を増やすことだけでなく、子どもたちが途中退学しないようにすることに加え、良質な教育の提供による子どもの教育についての権利が保障されると考えられることから、低い学習到達度や成績不振に対する懸念も見受けられる。例えば、子どもの権利委員会はベルギーに対し、社会的及び経済的に不利な立場にある家庭の子どもたち及び移民背景を持つ子どもたちの成績の低さ、技能教育及び職業教育の過大評価、中退、退学及び学校の卒業証書の未取得や同級生及び教師による差別等、良質な教育へのアクセスの障壁に直面していることを懸念している[167]。同時に、多様性、異文化能力等に関する教師の訓練を強化し、まとまりのある居心地の良い環境で、多様な背景を持つ子どもたちの統合の促進者として教師に力を与えることもまた締約国に要請している[168]。

（vii）「子どもの人間の尊厳」と国際協力

この他、移住者である子どもに対する排外主義、あらゆる形態の差別や不寛容に対応し、防止するための具体的措置を発展させるともに、教育カリキュラムに人権教育を盛り込むことによって、排外主義的態度及び差別的な態度の防止に貢献し得るとされている[169]。また、子どもの権利条約の締約国が自国領域において国際移住の子どもの権利を保護する法的義務と教育についての権利との関連でいくつかの重要な対応が求められている[170]。

子どもの権利委員会は、教育分野における暴力、虐待、嫌がらせ、いじめ、ゼノフォビア（外国人嫌悪）、ネガティブな社会的活動や差別に対抗する取り組みを求めている[171]。具体

的に、子どもの権利委員会は非差別原則との関連では、ポルトガルが実施する様々な取り組みがあるにもかかわらず、移民、外国人等に対する教育の分野における差別が存在し、直面し続けていることに懸念を示し、移民、外国人の子ども等に対するあらゆる差別の実効的な廃止の保障のための努力を強化するよう勧告している[172]。

子どもの権利委員会はまた、スウェーデンにおいて、いじめに関する規則が今もなお完全に導入されておらず、外国出身等の子どもに対するいじめが存在することを懸念し、特に外国出身の子どもに注意を払い、いじめの撲滅と予防についていじめに対抗するための規則を設け、学校をはじめ、子どもにかかわる施設において完全に導入されるよう勧告している[173]。さらに、ナウルに対しては、難民及び庇護申請の子どもがフルタイムの教育に適切な機会がなく、また、学校に始めて通う者たちは同級生や教師の言葉によるあるいは身体的な虐待・暴力によって、早くドロップアウトをする傾向にあることを懸念し、庇護申請の子どもにも、締約国にいるすべての他の子どもと同等に教育についての権利を完全に享受できることを保障するよう勧告を出している[174]。

最後に、国際協力という観点からとても特徴的な勧告が出されている。モロッコの第 2 回目の政府報告書審査において、国際移住する子どもについて、子どもの権利委員会はスペインのセウタとメリーリャから退去強制させられたモロッコの子どもたちの状況を深く懸念している[175]。特にこれらの子どもがモロッコに戻ってから、彼らに対する適切な保護又は援助がなく、そして彼らの状況が把握されていないことを懸念している[176]。また、教育の機会の提供であったとしても、保護者のいない子どもの国際移住を防止するよう勧告し、子どもがスペインからモロッコに送還される際に、彼らのケアができる家族の元に帰ることができるよう、あるいは、ケアやリハビリを受けられる適切な社会福祉関連の施設に入所できるようスペイン政府と調整するよう勧告を出している[177]。

以上のように本節では、子どもの権利委員会の懸念や勧告から、外国人の子どもの教育についての権利の射程と国家が求められる措置について検討した。子どもの権利条約第 28 条の教育についての権利の実現には、平等の機会の提供に基づいているとされる[178]。しかし、外国人の子どもは、しばしば、その機会が奪われているのである。次節では、第 2 条の非差別原則と関連して考察する。

（2）考察：政府報告書審査にみる国家がとるべき措置

（ｉ）「第 2 条」非差別原則に基づくアクセス可能性の問題

国際移住の子どもがその法的地位、移住者資格の有無を問わず、住んでいる国の国民と平

等にあらゆる教育及び教育段階に全面的にアクセスできることが義務付けられている[179]。しかし、国民のみに教育アクセスが制限されている場合がある。子どもの権利委員会はインドネシアに対し、教育が国民（citizens）にのみアクセスでき、難民や移住労働者の子どもや出生証明書のない子どもが排除されていることに懸念を示され、同時にこれらの庇護申請の子ども、難民や移住労働者の子どもすべてに対し教育が利用可能である（education is available to all）ようインドネシアに勧告している[180]。

また、行政や公務員が権利を侵害する行為も見受けられている。行政が教育への権利を妨げているため、就学への行政的な障壁、出生証明書の有無による手続き上の障壁をなくすことが求められている[181]。子どもの権利委員会は、非正規外国人、非正規滞在をする子どもらが締約国内の一部地方において、学校から排除されている状況、アクセスするのに何らかの困難があるといった、教育へのアクセスが十分ではないことに対し懸念を示すと同時に勧告を出している[182]。例えば、ロシア政府に対し子どもの権利委員会は、学校への入学過程において移民の子どもと庇護申請の子どもに対する差別の拡大、また、彼らの移住資格（migration status）を報告するために、学校の執行部代表が国際移住してきた生徒の自宅に定期的に訪問することについて懸念を示した[183]。加えて、親の合法的な在留資格（legal stay）の長さに関わらず、移住労働者の子どもは在留許可の更新のために90日毎に締約国であるロシアを一時的に出国しなければならない義務が、教育を中断させているとの懸念を示した[184]。また、子どもの権利委員会は2001年の教育の目的に関する「一般的意見1号」を考慮して、あらゆる差別もなしに、締約国内の18歳までの非正規の移住労働者の子ども及び庇護申請の子どもを含めたすべての子どもが、無償かつ義務教育にアクセスがあるよう勧告した。在留資格が毎90日に更新されなければならない規則を廃止し、それらの子どもが彼らの親の在留資格期間と同様の期間がそれらの子どもに保障されるよう勧告した[185]。

教育についての権利を含めた社会権の享有の格差がうかがえる締約国、例えばオマーンに対し、特に、国民でない子ども等が、保健と教育についての権利等の社会権の享有の格差を経験していることについて懸念を示している[186]。また、本条約第2条の下、締約国の管轄内にいるすべての子どもが本条約におけるすべての権利を享有できるよう保障するために、必要なあらゆる措置をとり、もっとも脆弱な集団に属する子どもを優先的に対象として援助し、そして移住労働者の権利に関する条約の批准について検討するよう勧告した[187]。同様に、カタールやアラブ首長国連邦に対しても、勧告している[188]。

また、出身言語、母語へのアクセスについて、子どもの権利委員会は、ルクセンブルクにおいて学校人口の40％以上が外国人の子どもであり、言語問題を含め、ルクセンブルク教

育プログラムや教授法により外国人の子どもらがしばしば不利益を受けていることに懸念を示し、外国人の子どもと庇護申請の子どもが教育分野のサービスに同等にアクセスできるように、あらゆる可能な措置を考慮するよう締約国に勧告した[189]。日本に対しては、マイノリティ集団に属する子どもが自らの言葉による教育を受ける機会が限られていることについて懸念を示し、マイノリティ集団出身の子どもたちのために、彼らが自らの文化の享有、自らの宗教を信仰し、そして自らの言語を使用できるための機会を広めるよう勧告している[190]。

（ii）国家がとるべき措置：国内立法との関連

子どもの権利委員会は、たとえ政策に基づき難民や庇護申請の子どもが学校に通えたとしても、法整備がなされていないことへの懸念も示している[191]。子どもの権利委員会は、本条約第 4 条の下、憲法、法律の改正や制定、政策やプログラムによる具体的な措置を講じるよう勧告することが見受けられる[192]。また、アファーマティブアクションといった積極的措置を求めることもある[193]。

また、教育へのアクセス等に関する差別禁止の法律がないこと、また、教育分野にとどまらず関連の福祉分野の法改正、立法化や移住労働者の子どもをはじめ、すべての子どもを包括的に差別から保護する法の整備を促している。さらに、ロシアに対しては、納税証明書のない移住労働者の子どもの入学を認めないとする新たな法律の草案をはじめ、移住労働者の子どもに対する差別的なイニシアティブを防止するよう勧告を出しているのである[194]。

日本に対しても、まず、日本の第 2 回目の政府報告書審査において、子どもの権利委員会は、アメラジアン、コリアン、移住労働者の子ども等を含む子どもらに対する法律上の差別について懸念を示すと同時に、とりわけ、アメラジアン、コリアン、移住労働者や難民及び庇護申請の子どもを含む子どもらのために、社会的な差別に立ち向かうあらゆる必要な積極的な措置をとるよう勧告した[195]。そして、2010 年の第 3 回政府報告書審査において、非差別原則との関連では、移住労働者の子ども、難民の子ども、日本国籍ではない子どもを含め、これらの子どもに対する根強い社会的な差別に懸念を示し、反差別法の立法化とあらゆる場面における差別的な法律の削除、加えて、実際上の差別を減少させ、また防止し、問題意識を持たせるキャンペーン及び人権教育を含め、必要な措置をとるよう勧告している[196]。

さらに子どもの権利委員会は、差別是正の一貫として締約国憲法に対する解釈についても言及する勧告も出されている。例えば、バルバドスに対し、子どもの権利委員会は締約国の憲法における差別の禁止条項が移民の子どもに完全に適用されないこと、また、教育法の改正により奨学金、助成金、賞及び育英資金がバルバドスの国民のみに制限され、正規の滞在

者であるにもかかわらず移民の子どもを排除していることに懸念を示した[197]。同時に、子どもの権利委員会はバルバドスに対し、とりわけ教育の分野において移民の子どもを含むすべての子どもの憲法上の保護の拡大解釈を考慮するよう（consider extending constitutional protection to all children, including migrant children）勧告した[198]。また、ナウルに対しても、憲法上非差別原則に言及しているにもかかわらず、庇護申請と難民の子どもに対する、教育分野等における根深い差別を深く懸念し、すべての子どもが教育等の分野にアクセス機会があることを保障するよう勧告している[199]。

同じ外国人、外国に出自のあるバックグランドの子どもであっても、その集団の中でもより脆弱な立場に置かれていることがある。スウェーデンに対し子どもの権利委員会は、「トランジットな状況（in transit）」とされる子どもが教育にアクセスすることがより困難であるとし、彼らが、移民背景を持つ子どもよりも学校のドロップアウト率が高いことを懸念している。子どもの権利委員会は締約国に対し、このような子どもたちが教育に完全にアクセスできることを保障できるよう、また、これらの子どものドロップアウト率を効果的に下げるために、あらゆる必要な措置をとるよう、加えて一度ドロップアウトした子どもに就学への再アクセスが持てる機会を提供できるよう、現行法の改正を要請しているのである[200]。

おわりに

本稿では、子どもの権利条約における外国人の子どもの教育についての権利の射程及び国家がとるべき措置について検討した。第2章において、子どもの権利条約上の「第28条」に基づく教育についての権利の射程及び国家がとるべき措置を検討するために、起草過程当時から参加国の間で議論にあがった問題に特に焦点をあてた。ここで導き出された権利の射程について、外国人の子どものニーズ、抱える脆弱性を踏まえながら第3章において検討し、以下のことを確認した。

教育の目的から外国人の子どもの教育についての権利を検討すると、まず言語の問題が浮かび上がる。第29条に記されているように、子どもの人格、才能、能力をその可能な最大限にまで発達させるためには、その手段、ツールの一つとなる言語の習得が重要となる。また、既に習得している言語がある場合には、その出身国言語を維持させながら、受入れ国の現地言語の習得をしていくことが望まれる。受入れ国は、受入れ国の言語の提供について、一定水準の教育支援等を通じて利用可能にする必要がある。また、出身国言語、母語教育については、すべての言語の提供をすることが義務とされないが、提供できる場、機会を設け

ること、一部の言語の提供のみならず可能な限り、必要とされる言語の提供やバイリンガル教育を選択肢として設置できることが推奨される。しかし、実際には、すべての言語の提供が不可能に近いため、学校教育制度内では異文化間教育や異文化理解のための教育の提供が求められている。受入れ国の言語支援、出身国言語・母語教育の提供、異文化理解のための教育はフォーマルな学校教育にとどまらず、学校外教育としてのノンフォーマル、インフォーマルな教育において提供できるようにすることも国家がとるべき措置でもある。ただし、学校のゲットー化や分離を避ける必要がある。また、いずれの教育形態であれ、良質なものである必要があり、国家が定める一定水準を確保するためには資源の投資を行うことが求められる。

初等教育の場合には、無償の提供に加え、義務的でなければならない。教育を受ける権利を担保する義務教育機関がある一方で、代替教育や選択できる教育の整備も国家に求められる。また、その義務教育を終え、どの程度のスキルが身についているか判断する修了資格、あるいは終了したことで得られる卒業証書がある場合には、その取得方法がアクセス可能であることが求められる。一定水準の教育を担保する義務教育にあたる初等教育は、無償である必要がある。その無償性については、第 2 章 2 節（iv）でも確認したように、無償教育とは教育へのアクセスが無償でなければならないことから、直接費及び間接費の撤廃が求められており、少なくとも経済的に困窮している家庭については援助する義務も含まれている。したがって、貧困家庭の外国人の子どもに対しても同様に提供の対象となる。また、中等教育及び高等教育については、無償の義務はないが、これらの教育はすべての子どもにも利用可能でなければならないため、経済的に困窮の家庭でも利用できるよう、奨学金制度等が設けられる必要がある。これらもまた、外国人であってもその奨学金制度を利用できる措置を講じる必要がある。確かに、上級の教育段階は義務ではないが利用可能かつアクセス可能である必要がある。特に中等教育においては、子ども自身がキャリア形成を考える上で、一般的な教育若しくは職業教育を選択でき、それらは、外国人が選択する教育システムもまた良質なものを提供する必要がある。そして、ニーズに合わせたプログラムの提供をはじめ、職業に関連した情報の提供、高等教育に進学するための受験へのアクセス可能性が求められている。

定期的な登校を増やしドロップアウトや学校から離れる子ども、若者を減らすためには、教育の障壁を克服しなければならない。必要に応じ言語教育や職員の加配をすることで、良質な教育の提供を確保できるよう努める。また、良質な教育の提供、居心地の良い教育環境の提供、差別及び偏見なく多様な生徒のニーズに適切な対応ができる人材が必要であり、多

様性、異文化能力等の訓練や教員養成の強化が求められている。さらに、あらゆる形態の差別や不寛容に対応し、防止するための具体的な措置を発展させながら、教育カリキュラムに人権教育を盛り込み、排外主義を防止するための啓発を図ることもまた要請されている。同時に、子どもや教員からのいじめ、嫌がらせやあらゆる暴力から子どもを守る規則や仕組みの導入が必要となっている。教育についての権利規定において、国際協力も求められている。受入れ国と送出し国との間では、子どもを保護するために調整しながら協力する仕組みもまた必要となっている。

以上の事柄は、子どもの権利委員会が多くの締約国の国内的実施に対し評価し、言及してきたことである。これらのことから、子どもの権利条約上の外国人の子どもの教育についての権利の射程を大まかではあるが確認することができた。また、国家がとるべき措置については、第３章２節で考察したように非差別原則に基づきながら、機会の平等が尊重されなければならないため、外国人の子どもを含むすべての子どもが教育についての権利を享受することが保障されなければならない。加えて、あらゆる教育及び教育段階に全面的に平等にアクセスでき、また利用可能でなければならない。さらに、権利の射程となっている事項についての国民と外国人間での教育の取扱いの差異、特定の国籍や在留資格及び法的地位による取扱いの差異は認められない。そして、行政による外国人の子どもの教育についての権利へのあらゆる形態の妨害もまた認められないのである。したがって、本条約第４条に基づき、国内法の整備や既存の法制度の改正、政策やプログラムによる具体的な措置、並びに、根強い社会的な差別に立ち向かうための積極的な措置を講じる必要性があることも明らかである。

冒頭でも触れたように、政府報告書審査において採択された総括所見によって得られた委員会の懸念及び勧告は、一般化することは困難であり、本研究の限界であり課題でもある。法的拘束力はないとされるが、繰り返しなされる類似の懸念及び勧告はまた、幅広い世論に影響を与え得るのである。今後も、本研究の限界に留意しながら、引き続き、委員会が明示した懸念及び勧告に対し締約国においてどのように受け止められ、国内的実施にどのような影響があったかについて研究をつづけていきたい。

【付記】

本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業による基盤研究（B）「移住労働者とその家族の国際人権保護基準に基づいた法基盤整備の総合的研究」（課題番号：19H01417）及び日本学術振興会科学研究費助成事業による若手研究「移民の子どもの学習権保障に関する研究」（課

題番号：20K13924）の研究成果の一部である。

注

1）A/HRC/11/8/Add.2, para.36. Catherine Allerton, “Statelessness and the Lives of the Children of Migrants in Sabah, East Malaysia”, *Tilburg Law Review,* No.19（2014）pp. 26-34; Stephanie Buckland, “From Policy to Practice: The Challenges to Educational Access for Non Nationals in South Africa”, *International Journal of Educational Development*, No.31（2011）, pp.367-373; Consuelo Sánchez Bautista, *Exclusiones y resistencias de niños inmigrantes en escuelas de Quito*（FLACSO sede Ecuador,2014）.

2）A/HRC/14/25, para.72.

3）E/C.12/1999/10, para.1.

4）Stuart N. Hart *et al.*, Children’s Right in Education（Jessica Kingsley Publishers, 2001）.

5）Sital Kalantry et al., “Enhancing Enforcement of Economic, Social, and Cultural Rights Using Indicators: A Focus on the Right to Education in the ICESCR”, *Human Rights Quarterly*, No.32（2010）.

6）Jody Heymann et al., “Assessing Compliance with the CRC: Indicators of Law and Policy in 191 Countries”, *International Journal of Children’s Rights*, No.22（2014）

7）Jody Heymann et al., “Rights Monitoring and Assessment Using Quantitative Indicators of Law and Policy: ICESCR”, *Human Rights Quartely*, No.37（2015）.

8）芹田健太郎「日本における外国人の国際法上の権利と義務」ジュリスト第 877 号 38 頁（有斐閣、1987）。

9）藤田久一『国際法講義Ⅱ人権・平和』24 頁（東京大学出版会、2007）。

10）ただし、同規約の第 25 条は国民にのみ、また、第 13 条は、外国人にのみあてはまる。CCPR/C/GC/15, paras.1-2.

11）*Ibid.*, para.7.

12）CCPR/C/GC/17, para.5.

13）金東勲『国際人権法のマイノリティの地位』64, 65, 80-84 頁（東信堂、2003）。CCPR, General Comment No.23, para.5.2.

14）金・前掲註 13）65 頁。

15）E/C.12/1999/10, para.6. これらは「利用可能な（Availability）」「機会がある（Accessibility）」「受け入れ可能（Acceptability）」「適応可能な（Adaptability）」の性質は、「教育への権利のための 4A 枠組み（4-A Right to Education）」によって、社会権規約委員会は、教育についての権利の射程（scope）と属性（attributes）を定義している。

16）*Ibid.*, para.6.

17）*Ibid.*, para.34.

18）CERD/C/GC/11, para.1.

19）*Ibid.*, para. 2.

20）CERD/C/GC/30, paras. 30-31.

21）差別又は差異のある扱いには「立法上」あるいは「事実上」とある。Bruce Abramson, *Article 2 the right of non-discrimination, in the Series: A Commentary on the United Nations Convention on the Rights of the Child*,（Martinus Nijhoff Publishers, 2008）pp. 33, 51.

22）Sharon Detrict, *A Commentary on the United Nations Conventions on the Rights of the Child,*（Martinus Nijhoff Publisher, 1999）p.69. ただし、第 22 条は難民についてであり、これだけは少し異なっている。

23）*Ibid.,* p.71.
24）*Ibid.,* p.90. CRC/C/58, para.25.
25）1978 年 1 月 18 日、ポーランドは国連人権委員会第 34 会期のアジェンダ議題として子どもの権利条約案を取り上げるために国連人権委員会に申し出た（E/CN.4/1284）。その後、同年 2 月 7 日に同条約案が提出された。国連人権委員会は社会権理事会に同草案の採択を薦め、同年 2 月 15 日に国連人権委員会で議題アジェンダ 22 として取り上げられ、同年 3 月 8 日に採択された（E/CN.4/1292）。その後 1979 年 10 月 5 日には、修正草案（E/CN.4/1349）が出された。
26）E/CN.4/1984/WG.1/WP.3.
27）E/CN.4/1989/WG.1/WP.44, paras.712-714.
28）E/CN.4/1989/WG.1/WP.44, paras.715-718.
29）E/CN.4/1986/39, E/CN.4/1987/25.
30）E/CN.4/1989/WG.1/CRP1.pp.15-17.
31）Beiter Klaus Dieter, *The Protection of the Right to Education by International Law: Including a Systematic Analysis of Article 13 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*（Martinus Nihoff Publishers, 2006）p.22.
32）*Ibid.*.
33）*Ibid.*.
34）1849 年、ドイツ憲法が採択され、教育に関する規定が明記された。教育が国の機能として位置づけられたが、市民も学校の設立や運営ができると、自由権的な要素を兼ね合わせ、ヨーロッパに大きな影響を与えるものだった。*Ibid.*, pp.22-23.
35）*Ibid.*, p.23.
36）1924 年 9 月 26 日、国際連盟総会第 5 会期採択。
37）1990 年 1 月 26 日に、その支持を表明する署名のために解放され 61 か国が署名し、同年 9 月 2 日には発行した。
38）Mieke Verheyde, *Article 28 The Right to Education*.（Martinus Nijhoff Publisher, 2006）p.9.
39）1959 年 11 月 20 日の国連総会第 14 回において全会一致で採択された同宣言は、子どもの生存権、幸福追求権を謳い、10 の原則から成る。
40）波多野里望『逐条解説　子どもの権利条約〔改訂版〕』191 頁（有斐閣、2005 年）。Christian Courtis *et al*. Article 28 The Right to Education in Tobin J.（ed.）. *The UN Convention on the Rights of the Child : a commentary.*（Oxford University Press, 2019）p.1059.
41）CRC/GC/2001/1, para.2.
42）Verheyde, *supra* note38, p.9.
43）Hart *et al.*, *supra* note 4, p.50.
44）CRC/C/GC/7/Rev.1, para.28.
45）Hart *et al.*, *supra* note 4, pp.50-51.
46）*Ibid.*, p.51.
47）*Ibid.*, p.53.
48）E/CN.4/1292, paras.124-125
49）E/CN.4/1985/64, para.57.
50）E/CN.4/1985/64,para.61.
51）E/CN.4/1989/48,para.460. 起草グループは、カナダ、コロンビア、イタリア、ノルウェー、ユーゴスラビア、ILO、UNESCO 及びいくつかの NGO から成る。
52）波多野・前掲註 40）202 頁。
53）Verheyde, *supra* note38, p.11.
54）CRC/GC/2001/1, para. 9.
55）世界人権宣言第 26 条 2 項では「教育は、人格の完成並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を

目的としなければならない。」とし、教育は「すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。」と規定している。

56）E/C.12/1999/10, para.1. A/HRC/10/11/Add.1, para.1.

57）Verheyde, *supra* note38, p.12.　喜多明人ほか『［逐条解説］子どもの権利条約』172-173 頁（日本評論社、2009）。

58）CRC/GC/2001/1, para. 2.

59）*Ibid*..

60）E/CN.4/1985/64,para.88.

61）E/CN.4/1985/64,para.94.

62）E/CN.4/1989/48,paras.475-477.

63）アルジェリアの第 16 条の提案（現行規定第 29 条）。E/CN.4/1987/25,para.40.

64）E/CN.4/1987/25,paras.40-41. E/CN.4/1989/48,para.483.

65）E/CN.4/1987/25,paras.41-42.

66）E/CN.4/1989/48,paras.478-479.

67）E/CN.4/1989/48, paras.480-483.

68）波多野・前掲註 40）214-215 頁。

69）波多野・前掲註 40）213 頁。

70）E/CN.4/1989/48, paras.490-491

71）フォーマル教育は、高度に制度化され、年齢によって構造化され、階層的に構成された小学校から大学に至るまでの教育とされる。実際には学校における教育を指す。また、ノンフォーマル教育は、学校教育の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する教育とされる。組織化され、体系化された教育活動を指す。そして、インフォーマルな教育は、あらゆる人々が、日常的経験や環境との触れ合いから、知識、技術、態度、識見を獲得し蓄積する、生涯にわたる過程であり、組織的、体系的教育ではなく、習俗的、無意図的な教育機能である。具体的には、家庭、職場、遊びの場で学ぶ、家族や友人の手本や態度から学ぶ、ラジオの聴取、映画・テレビの視聴を通じて学ぶなどがあげられる。これらの教育形態意義や特徴についての詳細は、渋谷英章『生涯学習研究 e 事典』日本生涯教育学会〔http://ejiten.javea.or.jp/　最終閲覧日 2021/4/21〕を参照されたい。

72）CRC/GC/2001/1, para.2.

73）Manfred Nowak, The right to education its meaning, significance and limitations. *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol.9,No.4（1991）pp.418-425.423. Verheyde, *supra* note38, pp.12-13. Courtis *et al.*, *supra* note 40, pp.1063-1065.

74）Verheyde, *supra* note38, p.12.

75）Courtis *et al.*, *supra* note 40, pp.1065-1066.

76）CRC/C/15/Add.231, paras.49-50.

77）Geraldine Van Bueren, *The International Law on the Rights of the Child*.（Martinus Nijhoff Publishers, 1994）p.234.

78）1990 年に採択された「万人のための教育に関する世界宣言」第 5 条、2000 年に採択された「ダカール行動枠組み」第 7 条（i）がある。

79）CRC/C/GC/7/Rev.1, para. 28.

80）*Ibid*..

81）Courtis *et al.*, *supra* note 40, pp.1085-1086. ただし、各国の教育制度に関する国際的な指標が設けられており、このような各教育段階における教育水準については、社会権規約の「一般的意見 13 号」から見いだされる。

82）Verheyde, *supra* note38, pp.14-15. 国際労働機関（ILO）の「就業が認められるための最低年齢

に関する」第 138 号条約第 2 条 3 項に基づき、15 歳を下回ってはならないという国際的な義務が存在する。子どもの権利委員会はこの規定を受けて 15 歳という年齢制限を勧告することが最も多い。

83）Courtis *et al.*, *supra* note 40, p.1062.

84）Van Bueren, *supra* note 77, p.237

85）*Ibid.*.

86）Courtis *et al.*, *supra* note 40, pp.1086-1089.

87）Verheyde, *supra* note38, p.24.

88）Verheyde, *supra* note38, p.237

89）Kate Halvorsen, "Notes on the Realization of the Human Right to Education". *Human Rights Quarterly.* Vol.12, No.13,（1990）pp.351-352.

90）Verheyde, *supra* note38, p.24.

91）Leuffen v Germany（Application no.19844/92）Decision（ECtHR）9 July 1992 para.1, Konrad and Others v Germany（Application no.35504/03）Decision（ECtHR）11 September 2006 para.1. Wunderlich v Germany（Application no.18925/15）Judgment（ECtHR）10 January 2019 para.51.

92）Courtis *et al.*, *supra* note 40, p.1066.

93）Family H v U.K.（Application no.10233/83）Decision（ECtHR）6 March 1984 p.108.

94）E/CN.4/1985/64,paras.56-66.

95）E/CN.4/1985/64,para.58.

96）E/CN.4/1985/64,para.60.

97）E/C.12/1999/4,para. 7.

98）Verheyde, *supra* note38, p.20.

99）Courtis *et al.*, *supra* note 40, pp.1092-1093.

100）*Ibid.*, p.1093.

101）E/CN.4/1985/64,paras.68-74.

102）E/CN.4/1989/48,para.464.

103）波多野・前掲註 40）202 頁。

104）Verheyde, *supra* note38, pp.21-22.

105）Katrina Tomaševski, *Right to Education Primer3: Human Rights Obligation: making education available, accessible, acceptable and adaptable*（Raoul Wallenberg Institute, 2001）p.14.

106）E/CN.4/1985/64,paras.75-78. その後の、1989 年会期に再び議論されることになるも（E/CN.4/1989/48,paras.465-466）、1985 年に合意された案が、現行規定となった。

107）Verheyde, *supra* note38, p.23.

108）E/CN.4/1989/WG.1/CRP.1/Add.1,para.34. 依然として、政府報告書審査における総括所見では、子どもの権利委員会は締約国に対する勧告において、UNESCO の「教育における差別禁止条約」への批准を推奨する。本条約の起草過程から見受けられるように、本条約は子どもの権利保障に特化した条約であるが教育における差別禁止条約の内容よりも弱い義務であることがわかる。

109）E/CN.4/1989/48, para.463.

110）社会権規約では、「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）（secondary education in its different forms, including technical and vocational secondary education）とある。E/C.12/1990/10, para.12.

111）「技術教育及び職業教育」の定義については、1989 年採択の UNESCO の「技術教育及び職業教育に関する条約」第 1 条を参照されたい。文部科学省 HP：https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/015.pdf（最終閲覧日 2021/4/21）

112）E/C.12/1990/10, paras. 15-16.
113）*Ibid*., paras. 16,18.
114）E/CN.4/1989/48, paras.458,460.
115）Verheyde, *supra* note38, pp.32-33. 職業教育の「情報及び指導」については、ILO「人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する」第 142 号条約の第 3 条 2 項において、「情報及び指導は、職業選択、職業訓練及びこれに関連する教育の機会、雇用の状況及び見通し、昇進の見通し、労働条件、労働安全衛生並びに経済活動、社会活動及び文化活動の各種の部門並びに職責のすべての段階における職業生活の他の側面に関するもの」とする。
116）波多野・前掲註 40）203 頁。
117）E/CN.4/1989/48, para.462.
118）E/CN.4/1989/48,paras.467-470.
119）Verheyde, *supra* note38, p.9.
120）Verheyde, *supra* note38, p.35.
121）Detrick, supra note 22, p.489.
122）CRC/C/80,1998,para.108
123）CRC/GC/2001/1, para.8.
124）CRC/C/GC/8, para.7.
125）Verheyde, *supra* note38, p.60.
126）Van Bueren, *supra* note 77, p.249. このような概念は既に UNESCO の「教育における差別を禁止する条約」において、人間の尊厳を侵害する教育慣行の禁止として明示されていた。また、この人間の尊厳が人権の礎であると認められるべきとし、人間の尊厳の必要条件として、教育は、人権として認められるべきとされる。Klaus, *supra* note31, p.27.
127）Verheyde, *supra* note38, p.62.
128）*Ibid*., p.65.
129）CRC/GC/2003/5, para.7.
130）本稿では 1993 年から 2020 年までに受理され、審査が行われたすべての国家の政府報告書を対象に検討している。
131）CRC/C/DNK/CO/4, paras.55-56.
132）児童の権利委員会はハンガリーに対し異文化間教育等の個人のニーズに応えられる措置（CRC/C/HUN/CO/3-5, paras.52-53）、またイスラエルに対し、エスニック、文化的なバックグランドに関係なくインクルーシブ教育の導入（CRC/C/ISR/CO/2-4, paras.63-64）を勧告している。
133）英国にはインクルーシブ教育について（CRC/C/GBR/CO/5, paras.72-73）、日本には人権教育について（CRC/C/JPN/CO/3, paras.33-34, CRC/C/JPN/CO/4-5, para.18（c））。
134）ルクセンブルクへの勧告（CRC/C/LUX/CO/3-4, para.43（a））。
135）CRC/C/EST/CO/2-4, paras.46-47.
136）CRC/C/15/Add.250, para.50, CRC/C/EST/CO/2-4, para.45（b）.
137）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.62.
138）CRC/C/BEL/CO/5-6, paras.38（a）, 39（c）. CRC/C/DNK/CO/5, para.36（c）.
139）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.62.
140）CRC/NOR/CO/3-4, paras48-49.
141）CRC/C/MRT/CO/2, para.66（e）.
142）CRC/C/15/Add.79, para.32.
143）CRC/C/BGR/CO/3-5, para.49（d）.
144）CRC/C/LUX/CO/3-4, para.43（a）.
145）CRC/C/15/Add.227, para.30.
146）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.60.

147）外国人の子どもが義務教育の対象ではないことに対する懸念（CRC/C/OMN/CO/2, para.55.）、難民・庇護申請・無国籍の子どもの除外への懸念について（CRC/C/15/Add. 127, para.54, CRC/C/15/Add. 254, paras.59,61.）。また、同様の内容で 2 回つづけて勧告されている締約国もめずらしくない。（CRC/C/VEN/CO/2, para.67（b）, CRC/C/VEN/CO/3-5, paras.64-65.）。
148）CRC/C/OMN/CO/2, paras.24-25,55.
149）CRC/C/ESP/CO/5-6, paras.39,40（c）, CRC/C/BEL/CO/5-6, para.38（a）.
150）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.61.
151）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.60.
152）CRC/C/MYS/CO/1, para.74, CRC/C/MCO/CO/2-3, para.43, CRC/C/BRB/CO/2, para.54.
153）CRC/C/15/Add.266, para.19.
154）CRC/C/UZB/CO/2, para.57.
155）CRC/C/UZB/CO/2, para.58（d）.
156）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.60.
157）CRC/C/15/Add.231, paras.49（d）, 50（a）.
158）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.59.
159）CRC/C/AUT/CO/3-4, paras.52-53.
160）CRC/C/DNK/CO/4, paras.57（d）, 58（e）.
161）CRC/C/DOM/CO/3-5, para.57.
162）CRC/C/DOM/CO/3-5, para.58.
163）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.62.
164）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.60.
165）CRC/C/15/Add.68, para.18, CRC/C/15/Add.169, para.44.
166）CRC/C/15/Add.185, paras.42,44.
167）CRC/C/BEL/CO/5-6, para.38（a）.
168）CRC/C/BEL/CO/5-6, para.39（c）.
169）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.63.
170）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, paras.59-63.
171）韓国（CRC/C/KOR/CO/3-4, paras.62-63）、コスタ・リカ（CRC/C/CRI/CO/5-6, para.17（c））、ギリシア（CRC/C/15/Add. 170, para.66）、エクアドル（CRC/C/ECU/CO/5-6, para.37（c））に対する懸念や勧告が出されている。
172）CRC/C/PRT/CO/3-4, paras.25-26.
173）CRC/C/15/Add.248, paras.35-36.
174）CRC/C/NRU/CO/1, paras.50（b）, 51（c）.
175）モロッコにあるスペインの飛び地、自治都市である。
176）CRC/C/15/Add.211, para.58.
177）CRC/C/15/Add.211, para.59.
178）Detrick, *supra* note 22, p.72.
179）CMW/C/CG/4-CRC/C/GC/23, para.59.
180）CRC/C/IDN/CO/3-4, paras.59-60
181）ベネズエラとカメルーンに対する懸念及び勧告（CRC/C/VEN/CO/2, paras.66（d）, 67（b）, CRC/C/CMR/CO/3-5, paras.38（e）, 39（g））。
182）カナダとキリギスタンに対する懸念及び勧告（CRC/C/15/Add. 215, para.44, CRC/C/15/Add. 244, paras.53-54）。
183）CRC/C/RUS/CO/4-5, para.59,（a）.
184）CRC/C/RUS/CO/4-5, para.59,（b）.
185）CRC/C/RUS/CO/4-5, paras.59（c）, 60（a）（b）. ロシアに対し、2005 年にも類似の勧告をしてい

るが、現在の状況のほうがさらに悪化したような印象である。子どもの権利委員会はロシアに対する 2005 年の総括所見において在留資格のない両親の子ども等の最も脆弱な集団の子どもに対する特別な注意を払い、全土及び各地域に、あらゆる差別を撲滅するための必要な措置を講じるよう勧告していた（CRC/C/RUS/CO/3, paras.23-24）。

186）CRC/C/15/Add.161, para.26. この他、ベルギー（CRC/C/15/Add.178, para.18）とイタリア（CRC/C/15/Add.198, para.20）に対しても同様の懸念が示されている。特に保護者のいない子どもについて懸念が示されている。

187）CRC/C/15/Add.161, para.27.

188）CRC/C/15/Add.163, para.33. この他、アラブ首長国連邦（CRC/C/15/Add.183, paras.23-24）。

189）CRC/C/15/Add.250, paras.50-51.

190）CRC/C/15/Add.206, paras.49（f）, 50（d）. ここでいうマイノリティとは、アメラジアン、コリアン、移住労働者の子ども等を含む子どもと推測される。第 1 回目の審査において、子どもの権利委員会は「コリアンを含むマイノリティの子どもに対する差別的な扱いの調査と撲滅にむけた取り組みを行うよう」勧告していた（CRC/C/15/Add.90, para.35）。

191）インドに対する勧告（CRC/C/15/Add.115, paras.61-62）。また、スペインに対しては法律上保障されている教育へのアクセスの遵守を求めている（CRC/C/15/Add.185, paras.45-46）。スペインのこのような問題については、すでに子どもの権利条約の第三選択議定書（通報手続に関する選択議定書）に基づき、個人通報が行われている。その一つの事案については、有江ディアナ「子どもの権利条約の個人通報制度～ある少女の教育についての権利～」GLOBE103 号 12-13 頁（世界人権問題研究センター、2020）において紹介している。

192）南アフリカに対する勧告（CRC/C/ZAF/CO/2, paras.23-24（a））。

193）英国（CRC/C/GBR/CO/4, paras.24,25（b））、オランダ CRC/C/NLD/CO/3, para.27）、エクアドル（CRC/C/ECU/CO/5-6, paras.16（a）, 37（a））に対する勧告。

194）CRC/C/RUS/CO/4-5, para.60（b）.

195）CRC/C/15/Add.231, paras.24-25.

196）CRC/JPN/CO/3, paras.33-34.

197）CRC/C/BRB/CO/2, para.54.

198）CRC/C/BRB/CO/2, para.55.

199）CRC/C/NRU/CO/1, paras.22,23（c）.

200）CRC/C/SWE/CO/5, paras.51-52.